

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例

平成20年2月12日

条例第2号

後期高齢者医療の事業を一般会計の事業と区分して経理するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第49条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計を設置する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。